

口座振替規定

1. 貴社に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。
この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
2. 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
なお、私が、貴社が別途、貴社HPに掲示する対象先を利用する場合、上記「預金口座から払戻すことのできる金額」にはカードローンを利用できる範囲内の金額は含まれないことを理解しました。
3. この契約を解約するときは、私から貴社に書面により届け出ます。なお、届出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、貴社はこの契約が終了したものとして取扱ってさしつかえありません。
4. この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、貴社の責めによる場合を除き、貴社には迷惑をかけません。